

新潟県条例第11号

新潟県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、同法附則第7条の規定により県が定める都道府県国民健康保険運営方針その他の重要事項を審議させるため、新潟県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

(1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人

(2) 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第40条第1項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人

(3) 公益を代表する委員 3人

(4) 被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人又は3人

2 委員は、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部において行ふ。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。